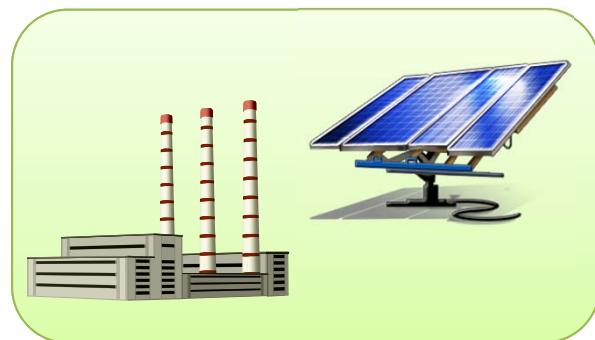


第2回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ～自己託送の制度化について～

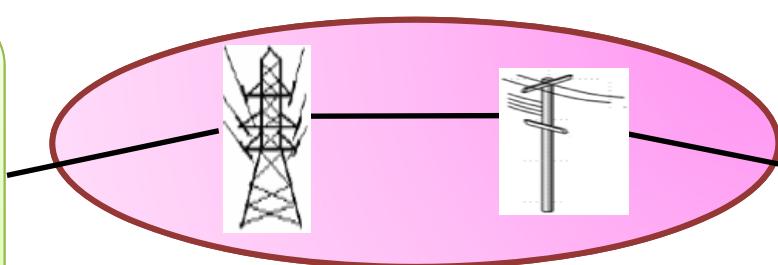
平成25年9月19日(木)

- 自己託送とは、一般電気事業者がその保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、当該需要家の別の場所にある工場等に送電するサービス。
- また、現在一般電気事業者の自主的な取組(非規制)として行われている自己託送は、①供給区域内に限定されており供給区域をまたいだ自己託送が認められていない、②特別高圧に連系する需要家への供給しか認められていない、③供給者と供給先が同一の者である場合しか認められていない等の制約が存在。

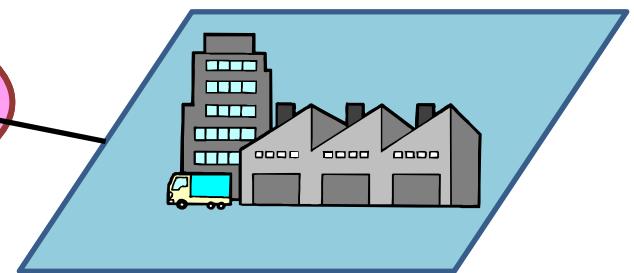
需要家の保有する
自家用発電設備



一般電気事業者の保有する
送配電ネットワーク



別の場所にある
当該需要家の工場等



一般電気事業者の保有する送配電ネットワークを利用して、
自家用発電設備を用いて発電した電気を他地域の自社工場等に供給

○自己託送の制度化にあたっては、以下の方向で制度化することとしてはどうか。

1. 託送を利用する主体

- ◆託送供給を受けられる主体の範囲を、自家用発電設備を保有し、余剰電力を電力会社の系統に逆潮流させる需要家に拡大。

2. 供給エリア

- ◆エリアをまたぐ自己託送を認める。(自己託送の場合にもエリアをまたぐ振替供給を義務づける)

3. 供給先の電圧階級・受電電力

- ◆供給先の電圧階級(特別高圧、高圧、低圧)、契約電力にかかわらず、自己託送を認める。

4. 供給者と供給先の関係

- ◆供給者と供給先との間に一定の資本関係があるなど「密接関係性」が認められる場合には自己託送を認めることとする。

5. 料金体系

- ◆現行の託送制度と同様、需要地の電圧階級に応じた託送料金とする。
- ◆利用頻度の低い自己託送もあると考えられることから、託送料金については、ネットワーク利用者間の公平性に配慮しつつ、完全従量制の料金体系を設けることとする。

6. 同時同量

- ◆自己託送を行う需要家は、①電気事業を営む事業者ではないこと、②託送規模も小さく変動範囲外インバランスが発生しやすいこと、から±10%以内の変動は変動範囲内インバランスとするなどインバランス負担のあり方には留意が必要。

※なお、現時点で(非規制の)自己託送を利用している場合、制度化後も現行の契約内容について一定の配慮が必要ではないか。

1. 密接関係性の範囲

- ◆供給者と供給先との間に密接関係性が認められる場合にのみ、自己託送を認めることとしているが、この「密接関係性」の範囲をどのように設定するか。

2. 託送料金(完全従量料金)の考え方

- ◆自己託送については、特定規模電気事業者と異なり、常時託送制度を利用するのではなく、ピークカット等の観点からごく限られた時間にのみ託送制度を利用するケースも想定されることから、ネットワーク利用者間の公平性に配慮しつつ、通常の二部料金制のみならず完全従量制の料金体系を設定することとしている。
- ◆完全従量制の料金をどのように設定するか。

3. インバランス料金負担の緩和措置

- ◆自己託送を行う需要家は、①電気事業を営む事業者ではないこと、②託送規模も小さく変動範囲外インバランスが発生しやすいことから、インバランス料金負担について一定の緩和措置を検討することとしている。
- ◆具体的に、どのような緩和措置を適用するか。

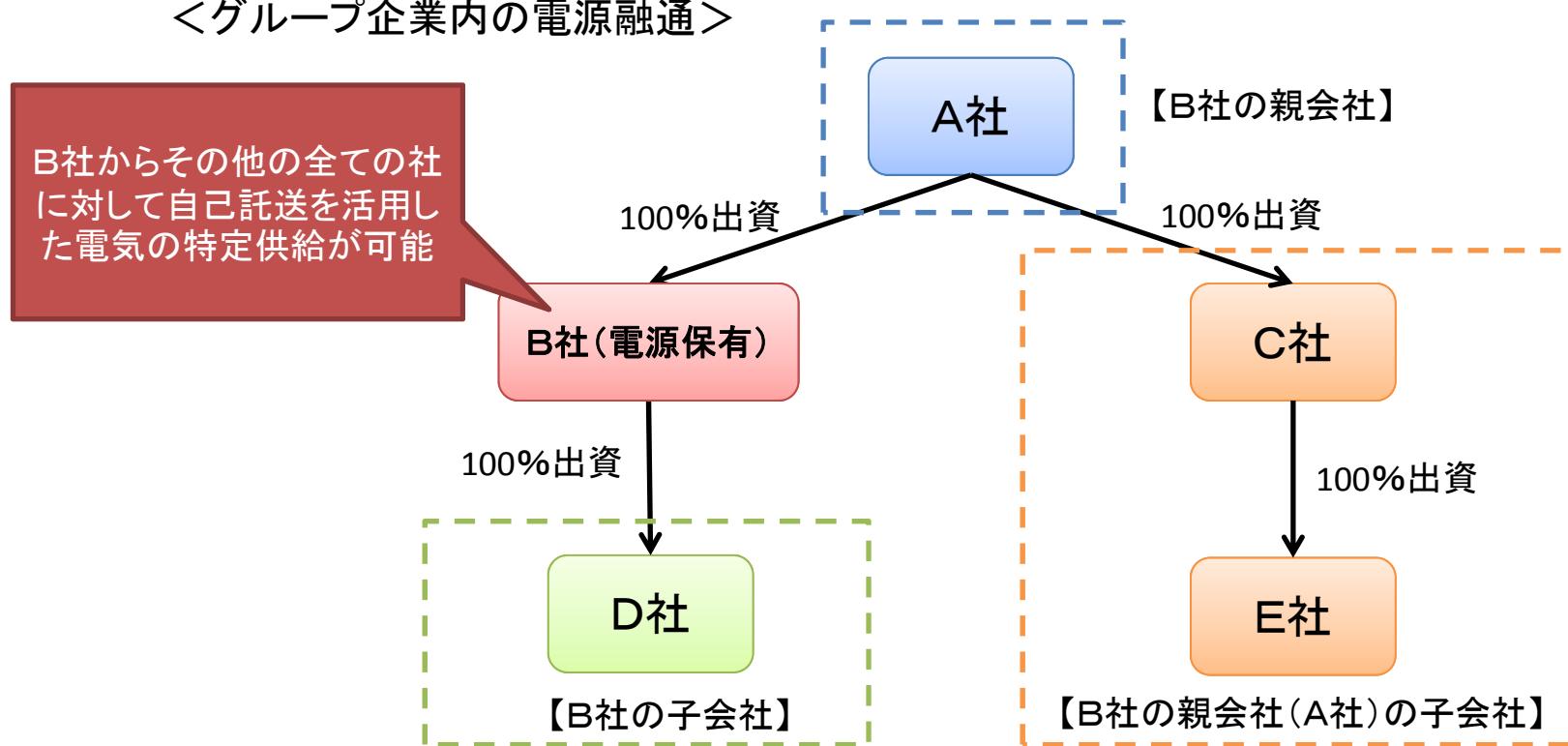
自己託送の制度化(密接関係性)

4

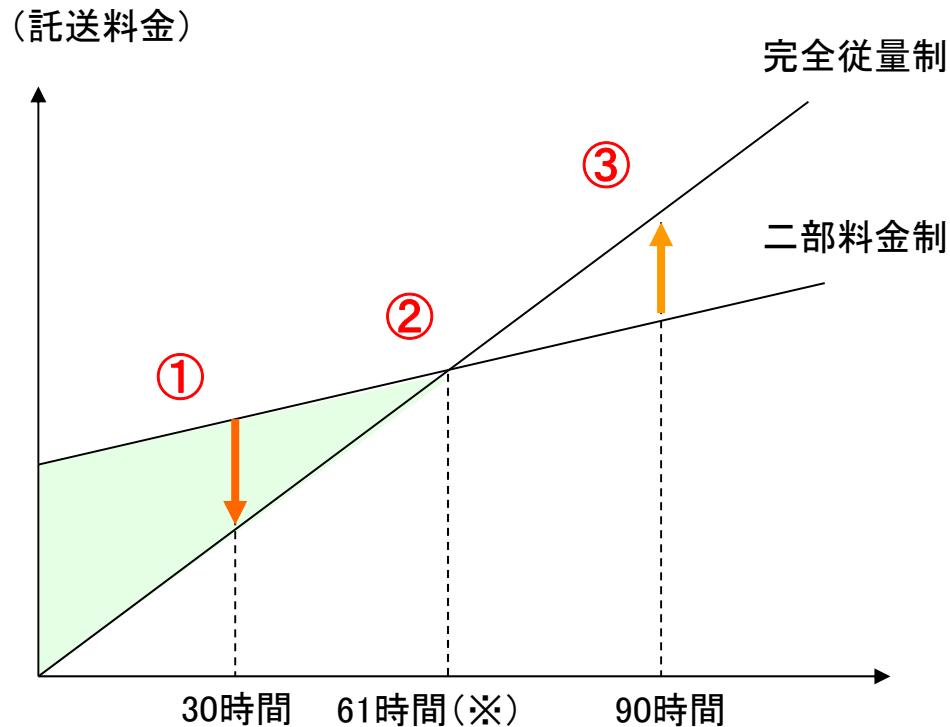
- 供給者と供給先の間に密接関係性が認められる範囲は、特定供給における密接関係性の定義を参考に以下の範囲とする。
 - 一 生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの
 - 二 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの

※このように規定した場合、一定以上の資本関係を有する場合、一定以上の人的関係を有する場合、共同発電会社とその出資者などの場合に、密接関係性が認められると解釈されている。
- また、グループ企業間で余剰電源を融通したいとのニーズが強いことから、ガイドライン等において、自己託送を利用する社と当該社の親会社、子会社、親会社の子会社との間には密接関係性が認められることを明確化する。(例えば、下図の場合、B社とその他の全ての社との間に密接関係性が認められることから、B社からその他の全ての社に対して自己託送を利用した電気の特定供給が可能となる)
- なお、必要に応じて、密接関係性の範囲を見直すこととする。

<グループ企業内の電源融通>



- 完全従量料金を設定した場合、二部料金制の場合と比べ基本料金部分の回収額が減少するが、当該減少分は他の託送利用者の料金に反映されることから、完全従量料金の設定においては、二部料金制を利用する者との間の公平性に配慮する観点も必要。
- 例えば、平日1日あたり3時間のピークカットのために完全従量料金での自己託送を利用した場合に、二部料金制を利用した場合と等しい託送料金負担となるように完全従量料金の単価を設定してはどうか。



(※)61(時間／月)
=244日(1年あたりの平日数)×3(時間)÷12(月数)

○左図を前提とした場合、電力各社の完全従量料金の水準は、概算で6円～8円/kWh程度(特別高圧の場合・税込)となる見込み。

○完全従量単価を適用した場合、二部料金単価を適用した場合と比較した時の料金変動率は、概ね下記の通りとなる見込み。

<完全従量料金を採用した場合の二部料金からの変動>

稼働時間	① 30時間	② 61時間	③ 90時間
料金 変動率	▲50%程度	0%	+40%程度

- 特定規模電気事業者が利用する託送制度においては、新規エリアへの参入後2年間に限り、「1000kWh」又は「契約電力の10%」のいずれか小さい方の値を上限として、その値以下のインバランスについては、変動範囲外インバランス料金を適用しない「裾切り制度」が設定されている。
- 自己託送を利用する需要家は、①電気事業を営む事業者ではないこと、②託送規模も小さく変動範囲外インバランスが発生しやすいことから、現行のインバランス料金制度を適用する間においては、上記「裾切り制度」を適用することとしてはどうか。

<参考: 裾切り制度に関するアンケート>

- 当該制度を活用している新電力は、平成22年11月時点で18社(25契約)。新電力にアンケートを行ったところ、裾切り制度が新規エリア参入にあたって、相当程度以上の後押しとなったと回答した新電力が約8割となっている。また、21年度のインバランス量をもとに制度変更前後の負担額を比較したところ、▲4800万円(▲68.6%)となり、新規エリア参入新電力の負担が従来と比較して大幅に軽減されていることが確認できた。

特別変動範囲内(インバランス量3~10%)

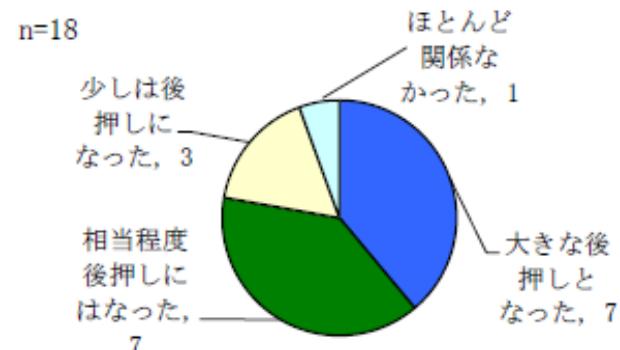
インバランス量 (万kWh)	負担額(千万円)	
	現行制度	旧制度
210.9	2.2	7.0

(税込み、燃調抜き)

21年度実績を基に事務局試算

旧制度の負担額は、現行制度の変動範囲外料金単価を適用。なお、旧制度の変動範囲外料金単価を適用した場合の負担額は11.5千万円。

裾切り制度が新規エリア参入の後押しとなったか



- 先の通常国会で廃案となった「電気事業法の一部を改正する法律案」においては、平成26年4月1日から自己託送を制度化するとともに、一般電気事業者に対して、平成26年1月6日までに自己託送の内容を盛り込んだ託送供給約款を届け出ることを義務付けていたところ。
- 臨時国会に提出予定の「電気事業法の一部を改正する法律案」においても、同様に、平成26年4月1日から自己託送を制度化するとともに、一般電気事業者に対して、平成26年1月6日までに自己託送の内容を盛り込んだ託送供給約款を届け出ることを義務付けることとしたい。
- 託送供給約款に位置付けることにより、経済産業大臣は、正当な理由なく自己託送を拒んだ一般電気事業者に対して、自己託送を行うことを命ずることができることとなる。